

山形県地域公共交通計画の変更について (山形県地域公共交通情報共有基盤構築・運用ガイドライン(案)の変更)

1 趣旨

- 本計画に位置付けられた山形県地域公共交通情報共有基盤(以下、「プラットフォーム」という。)の構築や運用の指針である山形県地域公共交通情報共有基盤構築・運用ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)について、協議会において方向性の承認をいただき、暫定的に(案)として運用してきた。
- 令和3年度において、プラットフォームに整備するデータやオープンデータ活用のあり方を検討するため、協議会事務局である県が、学識経験者や交通事業者、CP、県関係課等で構成された「公共交通オープンデータ活用研究会」を立ち上げ、3回にわたり協議を行った。
- 研究会や本協議会会員の事前照会の意見を踏まえ、別添(資料1-2~1-4)のとおりガイドラインを決定するための、山形県地域公共交通計画(以下、「計画」という。)の変更を行う。

2 ガイドライン(案)からの変更点

(1) ガイドライン本文の変更点

- 現計画のガイドライン案をもとに、3回にわたって実施した公共交通オープンデータ活用研究会の議論を踏まえ、用語の定義や、プラットフォームに整備するデータの公開に関する考え方、公開レベルの設定、二次利用等の制限に係る運用ルールなど、具体的なデータの整備手法や運用に則って項目立てし整理をした。

(2) 「(別紙) 山形県地域公共交通情報共有基盤におけるデータの利活用手法」の変更点

- ガイドライン中、データの利用方法について詳細を定めるもの。
- 名称を「山形県地域公共交通情報共有基盤利用要領」に変更した。
- ガイドラインの内容を踏まえ、具体的な利用に関する手続きや規定を条立てで整理した。

(3) 「別表 データ別提供・更新方法」の変更点

- ガイドライン中、整備すべきデータについて詳細を定めるもの。
- 表中の項目について、整備状況や取得優先度、公開レベルなどを新たに設定した。また、データ提供・公開(開示)に係る関係者の役割について簡素化した。
- 整備するデータについて、データ所有者との調整を踏まえ現状の整備状況や取得優先度等を整理。

3 計画変更日

令和4年3月31日(予定)